**平成２５年（フ）第１２７０号**
埼玉県戸田市喜沢南２丁目１番30号　バリュース・ナガシマＡ―103号室、前住所埼玉県川口市大字新堀683番地の４
債務者　阿部なぎさ
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第４０７号**
埼玉県草加市松原４丁目D54番204号
債務者　小林　惠次
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２５年（フ）第４５７号**
埼玉県春日部市増富675番地１　マブハイ春日部103、旧住所埼玉県さいたま市岩槻区南平野１丁目34番地２　カサデ,イケダ,アスール302号
債務者　五十嵐　浩
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２５年（フ）第４６８号**
埼玉県三郷市高州１丁目50番地１　ゴールドメゾン弐番館103、住民票上の住所埼玉県三郷市戸ケ崎3180番地13
債務者　星倉　泰子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２５年（フ）第３８７号**
愛知県岡崎市合歓木町字下郷間268番地
債務者　津代　里美
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２５年（フ）第１８５２号**
大阪市港区磯路３丁目５番13号　ベルハイツⅡ302号
債務者　上田　　巧
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２６２２号**
大阪市旭区高殿４丁目21番15号　マンション津村306号、前住所大阪市旭区森小路１丁目２番１号　エスリード森小路502号
債務者　冨田　謙一
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４３４７号**
大阪市旭区中宮２丁目16番11号
債務者　小辻仕上こと　小辻　　誠
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４３４８号**
大阪市旭区中宮２丁目16番11号
債務者　小辻　信子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４３４９号**
大阪市旭区中宮２丁目16番11号
債務者　小辻　　龍
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４４０１号**
大阪府箕面市小野原東６丁目28番８―403号
債務者　前　　秀則
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４４３４号**
大阪市東住吉区今川４丁目18番２号　ＪＴクルーズ203号
債務者　柴田　裕美
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４４８４号**
大阪市港区夕凪１丁目９番19号　メゾン夕凪303号、前住所大阪市住之江区平林南２丁目１番14―606号
債務者　中野　一司
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４４８５号**
大阪市港区夕凪１丁目９番19号　メゾン夕凪303号、前住所大阪市住之江区平林南２丁目１番14―606号
債務者　中野　芳江
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４７５６号**
大阪市平野区加美北７丁目１番30号、前住所大阪市西成区千本南１丁目15番10号
債務者　新藤　友子（旧姓牟禮）
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４８８７号**
大阪府東大阪市池島町４丁目２番６号
債務者　清水　紀子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４８９８号**
大阪府大東市深野３丁目17番107号
債務者　田ノ上元治
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部